

○用語解説

あ いうえお

アクセントカラー

建築物等の外観に表情をつける役割として用いる色。

アメニティ

都市計画がめざす居住環境の快適性。数量的に捉えにくい歴史的環境や自然景観等にも配慮した総合的な住み心地の良さ。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板等のこと。

（自家広告物）

自己の住宅、店舗、事務所、営業所等に自己の氏名や店名、営業内容等が表示されている広告物。

（案内広告物）

道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とする広告物。

（一般広告物）

自家広告物や案内広告物以外の物を指す。

か きくけこ

観光十二選

- ・長尾峠
- ・乙女峠
- ・富士山双子山
- ・御胎内清宏園
- ・幕岩（富士山ハイキングコース）
- ・東山湖
- ・富士仏舎利塔平和公園

- ・東富士園芸センター
- ・神場山神社
- ・駒門風穴
- ・新橋浅間神社
- ・御殿場の夜景（乙女峠）

緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地。

仰角

対象を見上げる場合の視線の水平に対する角度。

協働

地域を市民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、市民と市がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動形態のこと。

景観協議会

景観法に基づき、地域の良好な景観を形成する上で、関係する市民、事業者、公共施設管理者、景観行政団体（市）等により組織される法定協議会を設置する制度。

景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。法では都道府県と政令市等が団体となっているが、市町村も県知事との協議により団体となることができる。

景観協定

景観法に規定された、地域の建築物、工



作物、緑、看板等の景観に関する事項を定める自主的な協定制度。

景観計画

景観法に基づき景観行政団体が定める、良好な景観の形成に関する計画のこと。景観法の基本となる仕組みであり、①景観計画区域、②景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、③良好な景観の保全・形成のための行為や制限に関する事項、④景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針等を定めることとされている。

景観重要建造物

景観法に規定された、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物。

景観重要公共施設

景観法に規定された、景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設であって、良好な景観の形成に重要なものとして定められるもの。

景観重要樹木

景観法に規定された、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。

景観整備機構

景観法に規定された、景観形成活動を担う主体として公益法人や NPO を景観の専門家による情報提供、地域のコーディネート、景観重要建造物の買収等を活動目的として指定する制度。

景観整備重点地区

景観上重要な地区として良好な沿道景観の形成に取り組む地区。御殿場駅周辺や国道 138 号、国道 246 号の沿道、東山・二の岡等を指定している。

景観地区

景観法第 61 条に規定された、都市計画区域または準都市計画区域内で、より積極的に良好な市街地の景観形成を進めていくために、建築物等の形態意匠の制限等を定める都市計画制度。

景観農業振興地域整備計画

景観法第 55 条に規定された、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定める計画のこと。

景観法

平成 17 年 6 月 1 日に全面施行された、我が国で初めての景観に関する総合的な法律であり、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者および住民の責務を明らかにするとともに、強制力を伴う法的規制の枠組みを容易することとしている。

形態意匠

建築物や工作物等の外観全体の特徴をあらゆる形状、規模等が一体となったものや、外観の一部を構成する意匠（デザイン）を指す。

合意形成

関係者の意見の一致を図ること。まちづくりの場合、市民の意見を市政やまちづくりに反映させる行政参加の取り組みのことを指す。

光害

良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況またはそれによる悪影響。

高度地区

良好な住環境を保護するため、建物の高さの制限を定める都市計画制度。

コーポレートアイデンティティ（CI）

企業のもつ特性を、内部的に再認識・再構築し、外部にその特性を明確に打ち出し、認識させること。

コミュニティ

居住する人々が共同体としての意識を持って生活する一定の地域やその人々の集団。

さ しすせそ**彩度**

「鮮やかさ」の度合いを0～16程度の数字で表すもの。鮮やかさのない色彩ほど数字が小さく、無彩色の白・黒・グレー等の色彩は0になる。

サイン

記号（合図）のことを言うが、まちづくりの分野では標識、看板等の総称として用いられる。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域および、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域（都市計画法第7条第2項）。市街化区域の中では、12種類の用途地域が必ず定められ、その用途に応じた建築規制を受ける。

市街化調整区域

市街化区域とは反対に市街化を抑制し、自然環境を保全する区域（都市計画法第7条第3項）。市街化調整区域では、一部を除き建物の建築や開発行為は禁止されている。

色相

「色合い」を表すものであり、10種類の基本色の頭文字のアルファベットと、その度合いを示す0～10の数字を組み合わせで表記するもの。

借景

庭園外の山や樹木、竹林等の自然物等を庭園内の風景に背景として取り込む造園技法のひとつ。本計画では、対象となる景観と背景となる借景を一体として捉えた景観形成の意を含む。

遮へい

覆いをかけたりして、人目や光線等からさえぎること。

修景

風景や景観を人為に、より美的に造ること。元来は造園上の用語で庭園美化等を意味するが、近年は建築物等の形態・意匠・色彩を周囲のまちなみに調和させることやストリート・ファニーチャーの配置等、景観整備一般を指すことが多い。

住民提案制度

景観法に規定された、土地の所有者やまちづくりNPO、公益法人等が土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合に景観計画の提案をできる制度。



親水空間

豊かな自然のなかで水や緑、動植物とのふれあい、やすらぎの享受等、水に親しむことのできる空間。

スカイライン

山並みの稜線等の地形、建築や建築群が織り成す輪郭と空との境界線のこと。

セットバック

建築物等の壁面を後退させること。

た ちつてと

地区計画

地域住民等の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための都市計画制度。

眺望

遠くを見渡すこと。または見渡した眺め、見晴らしのこと。

眺望ポイント

特定の対象（富士山等）やまちなみを高所等から見渡すことができる地点で、不特定多数の人の集まる可能性のある公共的な場所を指す。

届出対象行為

届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設等の行為。

は ひふへほ

パブリックコメント

通称「パブコメ」とも呼ばれ、公的な機関が条例・規則等を制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・

情報・改善案等（＝コメント）を求める手続きをいう。御殿場市では「みんなの声を活かす意見公募手続き」という。

ビオトープ

多くの生物種が交互関係を持ちながら構成する生物群集の生息場所として機能している地域全体をいう。「生息場所」または「すみ場」を表すドイツ語の造語。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意識のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的景観）を維持するための都市計画制度。

富士見十景

- ・富士山御殿場口
- ・富士仏舎利塔平和公園
- ・長尾峠
- ・御殿場市温泉会館
- ・乙女の鐘（乙女峠）
- ・友愛パーク原里
- ・パレットごてんば
- ・富士見台（富士岡駅高堤防）
- ・夢の大橋（御殿場プレミアムアウトレット）
- ・天神山（御殿場高原時之栖）

ほ場整備

小さな区画の農地を、大きな区画に整理し、合わせて用排水路、農道等を計画的、効率的に配置するとともに、農地の集団化を図り生産性を向上させるための整備を行うこと。

ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

ま みむめも

マンセル値

マンセル表色系に沿って表示された色彩の記号で、有彩色は「色相+明度/彩度」で表し、無彩色は「N+明度」で表す。

無電柱化

道路上の電柱を撤去し、電線を地中化または移設すること。整備手法は、電線および関連施設を地中に埋設する「地中化方式」と、「地中化方式以外」に分かれており、地中化方式以外には以下の方式がある。

（軒下配線方式）

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

（裏配線方式）

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する方式。

明度

「明るさ」の度合いを0～10の数値で表すもの。数字が10に近くなるほど明るい色彩となる。

モジュール

太陽光発電において、太陽光を受けて発電をする部分。

ら りるれろ

ライトアップ

景観を演出するために、夜間、建築物や橋等を照明で明るく浮かび上がらせること。

ランドマーク

地域の目印となる、または地域を象徴する景観。

緑化地域

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として指定するもの。

ルーバー

短冊形の薄板を平行に並べたものをいい、薄板の角度を変えることにより太陽光や雨、風、視線等をさえぎることができるもの。

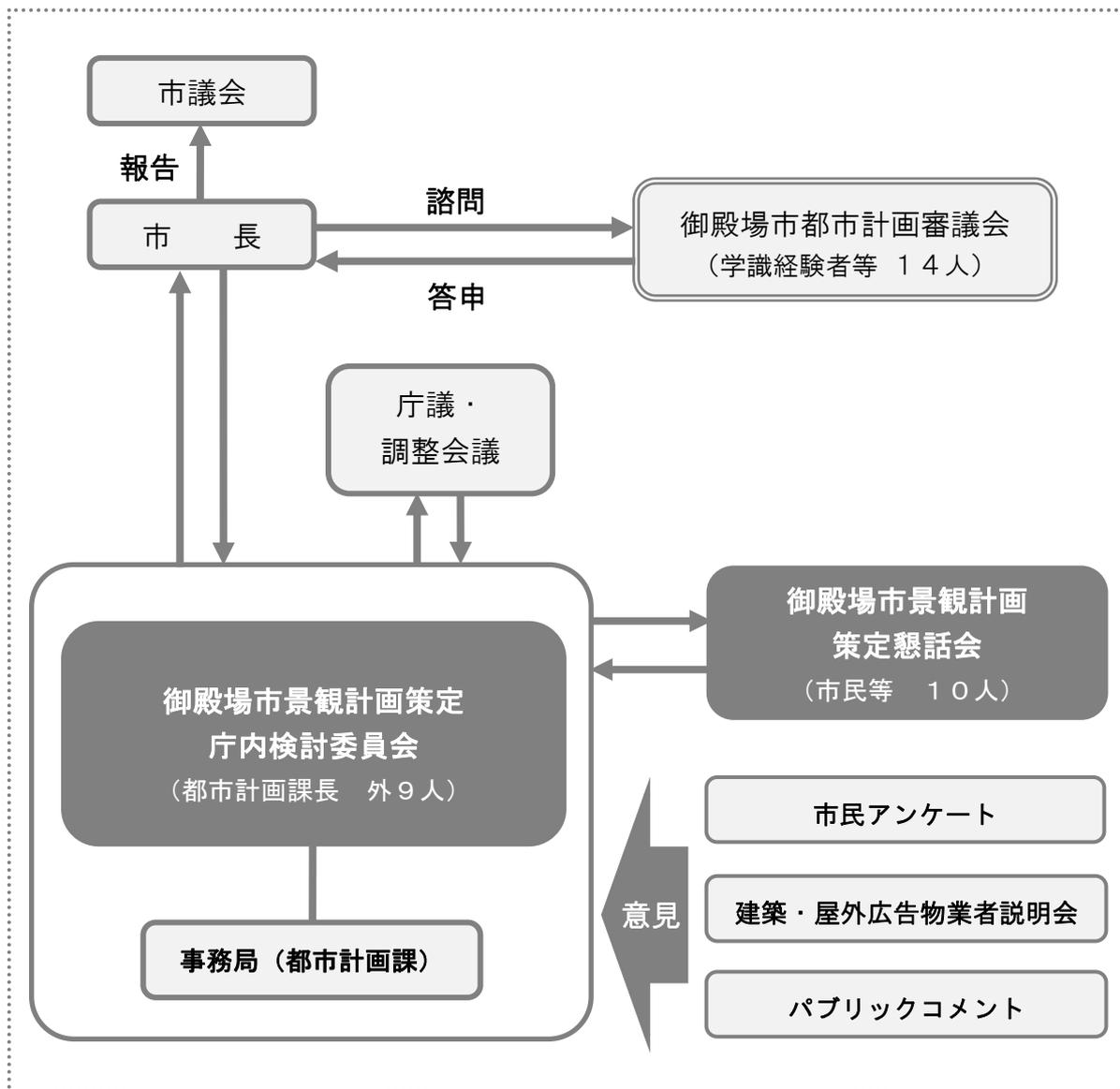
その他

NPO(法人)

Non Profit Organizationの略であり、非営利（営利の追求を目的としない）組織を表す。特定非営利活動法人。



○御殿場市景観計画検討体制



■御殿場市景観計画の策定体制

○御殿場市景観計画策定の経過

懇話会 = 御殿場市景観計画策定懇話会

委員会 = 御殿場市景観計画策定庁内検討委員会

年	月	日	内容	詳細
4	-	-	御殿場市都市景観形成ガイドプランの策定	自然、歴史、都市軸、都市拠点、市街地、田園集落ごとに景観形成の計画を策定。
6	-	-	街並みデザインマニュアルの策定	公共施設、工場、住宅、商店街、駐車場、野外設備、看板等のデザインを提案し、個性的で魅力あるまちなみ形成のマニュアルを策定。
7	-	-	御殿場市サイン計画の策定	公共施設の誘導看板(案内表示板)と民間施設の案内看板を統一規格、統一デザイン化するための計画を策定。
20	-	-	御殿場市景観計画策定基礎調査	景観計画策定に向けた基礎資料の作成。
23	-	-	アンケート調査	住民、事業者、来訪者へのアンケート調査を実施。
24	3	15	景観行政団体移行	上記アンケート調査結果や平成20年度の基礎調査をもとに、県との協議を進め、景観行政団体へ移行。
24	6	28	第1回懇話会・委員会合同会議	景観計画の概要、本市の景観特性と課題、策定スケジュール等について
	7	20	広報ごてんば	景観計画策定に関する記事を掲載
	8	1 ~ 31	市民アンケート	広報ごてんばで「残していきたい・育てていきたい景観」を市民から募集。
	12	11	第2回委員会	景観計画(中間報告)、屋外広告物条例の規制案等について
		20	第2回懇話会	景観計画(中間報告)、屋外広告物条例の規制案等について
25	3	18 ~ 4	第1回屋外広告物掲出店舗意見募集	巨大屋上広告を掲出している店舗に対し、屋外広告物の規制案に関して意見募集の実施。
	4	8	調整会議	景観計画(中間報告)について
		22	第3回委員会	景観計画(中間報告)について
		25	庁議	景観計画(中間報告)について
	5	2 ~ 17	第2回屋外広告物掲出店舗意見募集	巨大屋上広告を掲出している店舗に対し、屋外広告物の規制案に関して意見募集の実施。
	5	8	経済文教委員会	景観計画(中間報告)について
		15	市議会全員協議会	景観計画(中間報告)について
		17	第3回懇話会	景観計画(中間報告)について



年	月	日	内容	詳細
25	6	5	広報ごてんば	景観計画(素案)に対する意見公募(パブリックコメント)実施の記事を掲載。
	6	5 ~ 28	みんなの声を活かす意見公募	景観計画(素案)に対する意見公募(パブリックコメント)の実施。
	6	14	地域別説明会	富士岡地域の市民に対し景観計画(素案)の説明会を実施。
		17	地域別説明会	新橋地区の市民に対し景観計画(素案)の説明会を実施。
		18	地域別説明会	高根地域の市民に対し景観計画(素案)の説明会を実施。
		19	地域別説明会	印野地域の市民に対し景観計画(素案)の説明会を実施。
		20	地域別説明会	二の岡地区の市民に対し景観計画(素案)の説明会を実施。
		24	地域別説明会	玉穂地域の市民に対し景観計画(素案)の説明会を実施。
		25	地域別説明会	原里地域の市民に対し景観計画(素案)の説明会を実施。
		26	地域別説明会	東山地区の市民に対し景観計画(素案)の説明会を実施。
		27	地域別説明会	御殿場地域の市民に対し景観計画(素案)の説明会を実施。
	7	1 ~ 19	屋外広告物申請者意見募集	屋外広告物申請者に対し、屋外広告物の規制案に関して意見募集の実施。
	9	17	第4回委員会	景観計画(最終案)について
	10	2	第4回懇話会	景観計画(最終案)について
	11	6	経済文教委員会	景観計画(最終案)について
		14	市議会全員協議会	景観計画(最終案)について
		20	都市計画審議会	景観計画(最終案)について
	12	3	市議会 12 月定例会	総合景観条例・施行規則の議決
		10		総合景観条例・施行規則の公布、景観計画の告示



○御殿場市景観計画に対する意見・質疑の概要

(みんなの声を活かす意見公募)

意見受付期間：平成 25 年 6 月 5 日（水）～6 月 28 日（金）

意見提出者：7 人（提出された意見の数：17 件）

1	<p>Q 街路樹やその他の景観の適正な管理については景観整備機構を用いて指導するか、所有者と管理協定を締結する必要があります。</p> <p>A 景観整備機構については景観計画を推進していく上で、制度の活用を検討しております。また、景観形成上重要な役割を担う道路については景観重要公共施設として指定することで、道路管理者に街路樹も含めた適切な維持管理を義務付ける方針を盛り込んでいます。</p>
2	<p>Q 電柱広告に電話番号の記載が禁止された事例がある。電話番号を抹消することは景観の改善につながると思えない。屋外広告物は種類や場所によって規制の内容を考えてほしい。</p> <p>A 電柱広告については、基本的に現在の県条例をベースとしています。景観整備重点地区においては色彩の制限が新たに課せられますが、記載内容については従来通り変更はありません。</p>
3	<p>Q 国道 138 号の箱根外輪山からの富士山眺望を確保するために杉やヒノキの伐採をしてほしい。また、伐採した杉やヒノキは、学習机や椅子、公園のベンチ等に利用、またはストーブの薪にほしい方々に配布してもいいかと考えます。</p> <p>A 箱根外輪山については、御殿場地域の景観形成基本方針の中で現在の人工林から自然林へ植生転換を図ることで国道 138 号からの富士山眺望を確保する方針としています。また、関係機関と協議の上、整備目標を定め、継続的に取り組んで行く予定です。伐採した木材の活用については、今後検討していきます。</p>
4	<p>Q 富士山噴火を考慮した、効果的投資として観光と防災を両立する箱根外輪山の有効性の研究をしていただきたい。</p> <p>A 観光面での箱根外輪山の有効性については、市としても十分認識しており、眺望スポット、ハイキングコース等の整備方針を盛り込んでいます。防災面では関係各課に対し関連計画への配慮を促します。</p>
5	<p>Q 箱根外輪山から見る富士山を重点的に売り出し、他市とは違う特徴を發揮してほしい。</p> <p>A 箱根外輪山からの富士山眺望については、眺望スポットの選定や麓の東山・二の岡地区を重点整備地区と定め、高さ制限を設けることで保全を行い、その魅力を市内外に周知します。また、国道 138 号やハイキングコースからの富士山眺望を確保するために、植生転換を図る方針としています。</p>
6	<p>Q 富士岡駅は御殿場線沿線でも富士山の裾野まで見渡せる駅です。また隣地に広大な土地を有しており、利便性と景観素材を持ち合わせていることに注目していただきたい。</p> <p>A 富士岡駅に隣接する富士見台を眺望スポットに位置づけておりますが、駅周辺のさらなる富士山の眺望を保全するため今後の参考とします。</p>
7	<p>Q 建築物の高さ制限は、屋上広告も含めて定めるべきです。</p> <p>A 市では景観条例と屋外広告物条例を一本化した総合景観条例を制定し、その中で屋上広告と建築物の一体的な高さ規制を行います。</p>
8	<p>Q 景観と自然を大切にしたい観光ハブ都市を目指すならば、制限をもっと厳しくするべきです。重点地区においては、高さ制限と建ぺい率・容積率で規制して、空間のある街づくりを目指し、工作物（特にゴルフ場のネット）の建築自体も規制すべきです。</p>



8	<p>A 重点整備地区の東山・二の岡地区、御殿場駅周辺地区の一部については、工作物を含めて高さ制限を設けることで富士山への眺望確保をしています。また、東山・二の岡地区、国道 138 号等沿道地区、国道 246 号沿道地区では壁面後退を基準に設けているため、ゆとりある景観形成が図れると考えております。</p>
9	<p>Q 屋外広告物については、アドバルーン・サーチライトなどは眺望を阻害するものなので厳格に規制してほしい。</p> <p>A アドバルーンについては、一時的な広告物として使われることが多く、継続して眺望を阻害する可能性は低いと思われます。しかし、歴史遺産が多く残る「東山・二の岡地区」においては、アドバルーンは地域にふさわしくないため掲出不可とします。サーチライトについては、全国各地で「光害」として問題になったこともあることから、景観計画の届出対象行為に「屋外に設置する照明」を追加し、過度な照明については制限したいと考えます。</p>
10	<p>Q 富士山を保全するために景観整備重点地区に富士山麓を含めるべきです。</p> <p>A 富士山麓周辺は大半が国立公園内であり、自然公園法で非常に厳しい規制がかかっています。よって景観計画では重点地区の指定を見送っています。</p>
11	<p>Q 御殿場駅東側の街路樹のヤマボウシは、富士山周辺に見られる貴重な種類であるので市民に向けて広報活動をしてほしい。</p> <p>A 街路樹については、今後樹種を表記するなど市民に向けた広報の実施について関係各課と協議します。</p>
12	<p>Q 富士桜、ゴテンバ桜を御殿場のシンボルとしてもっと積極的に活用してほしい。桜公園では不十分である。</p> <p>A 景観計画の中では、景観重要公共施設に御東原循環線や国道 138 号などが候補として挙がっており、ケヤキやサクラ、ツバキの植樹を整備方針としています。植樹するサクラの樹種については決まっておりませんが、今後整備を進める中で、候補の 1 つとして活用を検討していきます。</p>
13	<p>Q 御殿場口登山道付近で緑化が進んでいるが、緑化だけに止めず富士桜を植樹するなど景観美化にも努めてほしい。</p> <p>A このたび富士山が世界遺産に登録され、御殿場口登山道も重要な構成要素となります。周辺の緑化のあり方については今後慎重に検討していきます。</p>
14	<p>Q 富士山の緑化に使用する苗は、市と農家が契約し、委託生産して利用してほしい。</p> <p>A 景観計画の内容には直接関係する内容ではありませんが貴重な意見として今後の参考にします。</p>
15	<p>Q 御殿場線沿線の森林を整備し、景観資源として活用してほしい。</p> <p>A 森林は重要な景観資源ですが、整備する場所によっては富士山の眺望を阻害する恐れがあります。しかしながら、富士山の世界遺産の登録もあり御殿場線を利用する観光客も増えていることから、沿線の森林整備についてその効果を検討していきます。</p>
16	<p>Q 屋外広告物は規制だけでなく課税してはどうか。</p> <p>A 屋外広告物の設置するときは規制に従うだけでなく、表示面積に比例した金額を手数料という形で納付していただいています。</p>
17	<p>Q 屋外広告物は奨励として小さなものは灯籠風、大きなものは額型を義務づけ、街角が美術展示場風にしてはどうか。</p> <p>A デザインが統一された屋外広告物は落ち着いた景観を形成してくれます。一方、屋外広告は事業者にとっては個性を出すための手段でもあるため十分な理解を得る必要があります。まずは、地域に合った色彩、大きさで規制することで良好な景観形成に取り組んでいきたいと考えます。</p>



(景観計画地域説明会 御殿場地域)

日時：平成 25 年 6 月 27 日（木）19 時～

場所：市民会館第 7 会議室

参加人数：34 名

1	Q 東山・二の岡地区の高さ制限はインター周辺を含めませんか？ A 東山・二の岡地区の高さ制限は箱根側からの眺望確保を目的としています。インター周辺は市街化区域なので土地の有効活用を推進します。
2	Q 駅から富士山を眺められないのは非常にマイナスになっています。なんとかありませんか？ A 以前は開発優先となっており。今となっては反省点です。景観計画で今ある富士山の眺望は最低限守っていきたいです。
3	Q 駅周辺はデザインも含めてまちなみの統一化をどこの市町も行っていきます。もう少し厳しくしてもいいのではないですか？ A 商業地域ということもあって土地の有効な利用と景観のバランスを図っています。色彩基準を設けているので、まちなみの統一は今後進むと思います。
4	Q 新築についてはわかりますが、既存の建物の外壁改修についても基準に従うことになりますか？ A 規模にもよりますが、そういうことになります。
5	Q 景観計画の実現の時期については目安がありますか？ A 今後、市民、事業者の意見を反映し、来年 4 月に施行をする予定となっています。
6	Q 東山湖からの眺望は桜、水辺等あり、素晴らしいです。秩父宮公園～旧岸邸を含めた地域を公園として整備できませんか？ A 財産区の協力も仰ぎながら、整備を検討したい。
7	Q 屋外広告物の条例は県と市に出すことになりますか？ A 市条例を制定すると、県条例からは外れることになります。よって届出は市のみになります。
8	Q インター出口の派手な広告については是正していきますか？ A 広告物については許可期間が 2 年と決まっています。また市条例では 3 年の猶予期間があるので、基本的には 3 年で直してもらいます。大規模で費用がかかっているものについてはなかなか変更が厳しいが、話し合いをして理解を得たいと思います。
9	Q 眺望スポットの保全をするのであれば、制限のエリアの指定はもう少し絞ってもいいのではないですか？ A 東山周辺は多くの眺望ポイントだけでなく、旧岸邸や秩父宮公園といった景観資源があります。そういった資源を守るためのエリア設定をしています。
10	Q 国道 138 沿いには富士山の眺望がいいところが多数あります。眺望スポットには加えませんか？ A 沿道については樹木を伐採して走行しながら富士山を眺望できるように整備の計画を立てています。駐車場等の整備は国土交通省との調整が必要となります。
11	Q 御東原循環線の西側には高さ制限を設けないのですか？ A あくまで箱根側の眺望スポットを守るための高さ制限となります。御東原循環線からの眺望を想定したものではないので制限は設けません。
12	Q 箱根外輪山の植生転換は、具体的な予算を設けますか？ A まずは管理者と協議が必要で、その後に費用の話となります。



(景観計画地域説明会 **富士岡地域**)

日時：平成 25 年 6 月 14 日（金）19 時～

場所：富士岡支所多目的ホール

参加人数：11 名

1	Q 景観行政団体とは何かですか？ A 景観法に基づくもので、景観行政を行うためには景観行政団体にならなければなりません。県、一定規模以上の市は自動的にとなりますが、御殿場市は昨年県と協議して移行しました。
2	Q この周辺ではどこの市町が団体になっていますか？ A 富士山周辺では町以外はほとんどの市がなっています。
3	Q 富士岡は新たな規制はないように思います。 A 定量的な規制よりは定性的な表現となっています。
4	Q 富士岡は市全域の規制でカバーするということですか？ A 高さ、色彩等が市全域の基準より厳しくなります。
5	Q 重点地区の規制は厳しくなりますか？ A そのようになります。
6	Q 建築物はできる限り道路から後退するとの基準がありますが、あいまいではないですか？ A 本来なら具体的が数値を定めたいのですが、経済活動もあるためできる限り協力してもらいたいという主旨です。
7	Q 地域方針に海の見える四季の丘は入っていますか？ A 景観資源の眺望スポットとして素案には記載をしています。
8	Q 眺望スポットとするなら、周辺のハイキングコースの木の制限を設けてほしいです。杉、ヒノキが高く成長し、眺望を阻害しています。森林の所有者との協議もしっかり行ってください。 A 国道 138 号の箱根側については整備計画を設けています。ハイキングコースの整備についても景観計画に追加します。今後、森林組合と協議し、伐採、植生転換を検討していきます。
9	Q 東部幹線沿いの高いマンションが目立ちます。この点について市には考えはありますか？ A 現在、東部幹線沿いの地区計画のある地域については最大 20m 以下の制限があります。景観計画の中では、富士山方向に延びる道路の空間から見える富士山の眺望を確保していきたいです。
10	Q 国道沿道の重点地区の範囲は、沿道からどのくらいの幅ですか？ A 道路端から 50m としています。
11	Q SL 広場前の高さ制限が 12m では眺望は確保できないのではないですか？ A 道路を挟んで距離があるので確保できます。

(景観計画地域説明会 **原里地域**)

日時：平成 25 年 6 月 25 日（火）19 時～

場所：原里支所大会議室

参加人数：24 名

1	Q 駐車場の基準は防犯面からするとよくないと思います。 A 審査時に高さ等に気をつけてみていきます。合わせて管理もお願いしていきます。
---	--



2	Q 平成 32 年に新東名ができるとう富士山の眺望が阻害されると思いますが、どう対応しますか？ A 盛土区間については、沿道の緑化をお願いする等、事業者と協議していきます。
3	Q 今後基準の内容が厳しくなる可能性はありますか？ A 素案の段階では地域の意見によって内容を変える可能性があります。
4	Q 富士山の世界遺産登録もあります。厳しくしすぎるのも良くないと思いますが、重点地区の景観については守ってください。
5	Q 建築確認時に景観計画の基準に合っていないと許可がおりないのですか？ A あくまで景観計画は別の届け出となります。その中で審査をします。
6	Q 罰則の具体的な内容はなんですか？ A 景観法の法律の中に規定があります。デザイン、色彩の基準については変更命令や罰金があります。その他の基準は行政指導となります。

(景観計画地域説明会 **玉穂地域**)

日時：平成 25 年 6 月 24 日（月）19 時～

場所：玉穂支所第 3、4 会議室

参加人数：32 名

1	Q 建築物の高さ規制は看板を含んでないように読み取れます。一体的なものとしないのでですか？ A 屋外広告物を含んだ総合景観条例を制定する予定でいます。景観計画では一体的な規制をしていきます。
2	Q 駐車場の基準で植栽がありますが、ある地域で植栽した結果、樹木が生長してチカンが増えた事例があります。この点も考えていただきたい。 A 樹木の管理についてはしっかり見ていきます。
3	Q 世界遺産に関連した取組は何か考えていますか？ A 市としては景観計画の中で眺望に優れた場所を眺望遺産として位置づけを考えています。
4	Q 乙女峠付近のアジサイが管理されていません。また、黒木で富士山の眺望が阻害されています。滝ヶ原街道についても桜の管理がされていません。 A 乙女峠のアジサイについては都市整備課が担当課となるので確認します。黒木については伐採して植生転換し、眺望を確保したいと思います。滝ヶ原街道の桜については担当課を確認した上で管理をお願いします。
5	Q 無電柱化を進める考えは市にありますか？長期になってもいいので無電柱化を進めてください。 A 駅周辺の 4 路線を対象として無電柱化を計画書に記載しています。

(景観計画地域説明会 **印野地域**)

日時：平成 25 年 6 月 24 日（月）19 時～

場所：印野振興会館 3 階小ホール

参加人数：47 名

質疑なし



(景観計画地域説明会 高根地域)

日時：平成 25 年 6 月 18 日（火）19 時～

場所：高根支所集会所

参加人数：35 名

1	Q 現在、通学路のカラー舗装の計画があります。色彩の制限はされますか？ A 道路上の舗装について色彩の制限はありません。安全を優先していただきたいです。
2	Q 高根地域の基本方針とは何ですか？ A 上小林、柴怒田の自然林の整備計画や景観賞受賞地区のかがやき地区の整備計画が大きなテーマとなります。素案にはさらに細かく掲載しています。
3	Q 基本方針の観光景観づくりは調整区域ではできないと思いますが、都市計画法を超えて取り組んでいくということですか？ A 都市計画法の範囲内で取り組んでいきます。新東名周辺については新たな土地利用の可能性について検討を進めています。その結果も踏まえて方針を定めたいです。
4	Q 絵に描いた餅にならないように取り組んでください。
5	Q 高根地域の方針の地図で、御殿場高根線の一部が重点地区から外れています。重点地区には入れないのですか？ A 資料の記載ミスです。修正します。

(景観計画地域説明会 新橋地区)

日時：平成 25 年 6 月 17 日（月）19 時～

場所：新橋地区コミュニティ供用施設 2 階ホール

参加人数：29 名

1	Q 景観計画の規制が始まる時期はいつですか？ A 今後、地域、関係団体に説明を行い、意見を反映した上で、12 月までに条例の制定を行い、来年の 4 月から条例を施行する予定です。
2	Q 建築制限がかかり、資産価値が下がります。路線価、固定資産税の見直しはありますか？ A 見直しはしません。景観計画により街の価値が上がり、資産価値としては上がります。
3	Q 具体的に資産価値が上がっている市町はありますか？ A 小田原、茅ヶ崎、真鶴が先進地で、資産価値の上昇がみられます。
4	Q 基準の中に建物の壁面の後退部分は道路空間として確保とありますが、通行路とした場合、固定資産税は変わりますか？ A あくまでも協力をお願いすることなので、固定資産税が変わることはありません。
5	Q 駅周辺は 1 区画が小さいので下がったら家を建てられなくなります。 A その点も考慮して数値目標は設けていません。可能な限りご協力をお願いしたいです。
6	Q 壁面後退に従わないと、市の意向で確認申請を下さないということはありませんか？具体的な数値を設けたほうが、審査がスムーズに進むのではないですか？ A 建築の確認申請を下さないということはありません。
7	Q 市の条例で定められていることではないのですか？ A 具体的な数値が定められている項目については基準に沿っていただくこととなります。



8	Q 緑化についても管理が必要なので、やりたくない場合は緑化しなくてもいいのですか？ A 建築主の意向で決めていただけます。
9	Q 新たに景観計画の届出を出すにも費用が発生します。補助はないのですか？ A 申請書作成に関する費用は建築主の負担となります。
10	Q 建築住宅課と連携して、新たな負担が発生しないように検討してください。 A なるべく申請者の負担が減るように、窓口での審査の方法を検討します。
11	Q 地域説明会なら資料の内容は御殿場地域のみに絞ってもいいのではないですか？ A 今回はじめて景観計画を作成しているので、他の地域の内容も知って頂くように資料を作成しています。
12	Q 電線の地中化をすると隣の道路の電柱、電線が増えたりするので困ります。 A 方法にもよりますが、電線が減る場合もあります。方法については今後検討していくことになります。
13	Q 費用負担についてはどうなりますか？ A 無電柱化の計画の中で検討していきます。国の補助金もあるので活用を検討します。
14	Q 電線の地中化をすると防犯灯もなくなってしまいます。犯罪が増えるのではないですか？ A 地中化しても防犯灯のみの電柱は残します
15	Q ぜひ景観計画の中に記載してください。また街路灯のデザインがバラバラなので統一してください。 A 今後の取り組みの中に記載したいと思います。
16	Q 手続きの流れの中に罰則がありますが、内容的にはどのようなものですか？ A 罰則があるものとないものの基準があります。景観計画の中では形態、色彩基準が対象となります。変更命令に従わなかった場合、罰金数十万円となっています。その他の基準については勧告にとどまります。
17	Q 色彩基準はどのように決めましたか？ A 他市を参考にし、御殿場に合うものを基準として定めています。
18	Q 罰則の適用あるのであれば、素案の段階だけでなく、最終案の段階で再度説明会を行ってください。 A 最終案の提示方法については検討させていただきます。
19	Q 新築時に届出対象ではなかったものを増築して高さや面積が対象となった場合はどうなりますか？ A 増築で対象の規模を超える場合は届出が必要となります。
20	Q 市内で届出対象の規模となる建築物はいくつありますか？ A 建築確認としては市全域で年間 30~40 件ほど出ています。既存の建築物で何件あるかは資料がないのでわかりません。
21	Q 手続きの流れで景観評価員が出てきます。素案の内容についても意見を求めないのですか？ A 景観評価委員は条例の中で定めるものになります。素案の内容については都市計画審議会で協議を行います。
22	Q 紙面だけでは内容が伝わらない部分があります。パワーポイントの活用等、立体的、視覚的にわかるものを作ってください。 A 今後の参考とさせていただきます。



(景観計画地域説明会 二の岡地区)

日時：平成 25 年 6 月 20 日（木）19 時～

場所：二の岡地区コミュニティ供用施設

参加人数：16 名

1	<p>Q 景観計画の策定の目的は、ないから作るのですか？富士山の眺望を守るために作るのですか？某ホテルの看板は奇抜で夜間の照明も深夜まで点いています。またインター出口正面にはパチンコ屋があります。御殿場市としてはどのような方向性をもっていますか？</p> <p>A 景観計画の策定としては遅かったと感じていて反省点です。景観計画としては富士山のふもとにあったまちづくりを考えています。眺望と看板が大きなテーマで、富士山への眺望は場所を絞って確保し、看板については新たに色彩の制限を設けて、奇抜な看板については規制していきます。</p>
2	<p>Q 眺望ポイントを保全していくのであれば、地元の人から情報を集めるべきではないですか？</p> <p>A 市内の景観の調査としては、昨年度の広報ごてんばで募集して資料に反映はしています。</p>
3	<p>Q 城山から見える富士山、夜景は素晴らしいです。ぜひ眺望ポイントとして加えてください。</p>
4	<p>Q 地元については区長が詳しいです。計画を作る時はメンバーに加えてください。</p> <p>A 今後の地域説明会の中でも意見を拾っていきたいと思います。</p>
5	<p>Q 二の岡区の地区計画との整合は取れていますか？</p> <p>A 地区計画がある部分は地区計画が優先されます。景観計画の届出は不要となります。</p>
6	<p>Q 一休荘周辺にも歴史ある建造物がいくつか残っています。万国村も含めて案内板を整備し宣伝してください。</p> <p>A 著名な人物が多数御殿場に別荘を持っていたことを後世に伝えることも重要と考えています。景観計画にはコラムとして掲載します。</p>
7	<p>Q 以前、建物の屋上から投光器で空を照らしていることがありました。規制の中には入れませんか？</p> <p>A 夜間照明の項目に言葉で表現をしています。届出の審査のときにしっかり規制していきたいと思います。</p>
8	<p>Q インター周辺は準工業地域となっています。制限が一番ゆるく、住宅や高層マンション、ホテルが混在しています。富士山の眺望確保のために何とかありませんか？</p> <p>A 本来の用途とかけ離れている部分はありますが、住宅部分については用途を変更しています。骨格道路周辺については準工業地域としています。</p>
9	<p>Q 現在も高層マンションの建築がはじまっています。眺望を守るためにも高さ制限を検討してください。</p>
10	<p>Q 箱根側の採石場がどんどん広がっています。景観計画で方針はありませんか？</p> <p>A 採石が終わったところについては厳しい基準で緑化をしてもらっています。</p>
11	<p>Q 景観計画の内容を見ると観光に重点を置いているように見えます。重点に置いているところはどこですか？</p> <p>A 重点地区については観光客が訪れるところに絞って指定しています。</p>
12	<p>Q 既存の建築物については規制はかからないということでもいいですか？</p> <p>A 新築、改築等以外には規制はかからないので、現状のまま住むのであれば届出は不要です。</p>



13	Q やまなみ林道はハイキングコースとしていいが、樹木が高く富士山が見えません。所有者の考えもありますが、伐採して整備できませんか？ A 景観計画の中で整備計画を記載します。
14	Q 御東原循環線の電線の地中化を行っていただきたい。

(景観計画地域説明会 **東山地区**)

日時：平成 25 年 6 月 26 日 (水) 19 時～

場所：東山地区コミュニティ供用施設

参加人数：23 名

1	Q 内容は規制だけですか？線引きの見直し等、宅地開発の規制緩和はできないのですか？ A 規制だけでなく、駅周辺の電線の地中化など整備の方針も含まれています。
2	Q 全体計画でないので、景観に関する議論をすべきです。
3	Q 平和公園周辺はもみじ、桜の植樹をしてほしいです。具体的に予算も付けられませんか？理想ばかりでなく実効性があるものにしてほしいです。 A 1つの意見として参考とさせていただきます。別の場所になりますますがもみじ、桜の整備方針を位置づけています。
4	Q 景観形成基準にある光沢のある素材の禁止には、ソーラーパネルは含まれますか？ A ソーラーパネルは含まれません。
5	Q 紙面での説明では分かりにくいです。パワーポイント等で説明していただきたいです。 A 今後の参考にさせていただきます。
7	Q 塀の素材には生垣を使用しないといけませんか？ A あくまでも推奨で、生垣の場合は管理も必要となります。自然素材であれば木や石で塀を作っても良いです。
8	Q 来年から実施とのことだが、それまでに基準の内容に合わせなければいけませんか？ A 既存の建築物に住み続ける場合は変更する必要はありません。来年の4月以降に新築、改築、外観の変更をする場合に、規模によっては基準に合わせる必要があります。
9	Q マンションの建て替えを検討していて高架タンクを含めて 16～17m で建築できると聞いています。景観計画の高さ制限 15m に従う必要はありますか？ A 高架タンクの面積が 1/8 以下ならば高さには換算されません。土地利用でも 15m となっています。
10	Q 昨年 10 月くらい都市計画課に相談しに行っています。6～7 階までは建築できると解釈しています。 A 個別で相談させてください。
11	Q 某ホテルの看板は非常に目立ちます。何か指導は行っていますか？ A すでに何度かやりとりをしていて、最も力をいれたいと考えています。企業の理解を得られるように粘り強く交渉したいです。
12	Q 屋外広告物と合わせた景観計画を作る意味はなんですか？個別に作成した方がいいものができるのではないですか？ A 屋上広告を含めた高さ制限等、一体的な規制をするには合わせたほうがよいです。



13	Q 既存の広告物は変更する必要はありませんか？ A 猶予期間の3年以内に変更をしてもらうことになります。
14	Q 今までの地域説明会で出た意見を紹介してほしいです。 A 最終的にはHPに意見への対応をすべて記載します。今後の地域説明会の中で紹介するのであれば、対応方針のすべては答えられません。
15	Q 他の地域説明会のやり取りは紹介してください。HP掲載はいつ頃ですか？ A 10月くらいを予定しています。
16	Q パブリックコメントできる対象者が納税者となっています。収入がなければ意見できないということですか？ A いずれかに該当する場合なので市民であれば意見できます。確認します。

(御殿場市屋外広告物の表示ルール(素案)に関する意見について)

意見聴取先：屋外広告物申請者(279件)

意見受付期間：平成25年7月1日(月)～19日(金)

1	特に意見はありません。決定に従いたいと思います。
2	建物についても色彩に関する規制をしてください。オーストリア、プラハの街の屋根がオレンジ色で統一されているように。
3	全国チェーンのため、店舗の意匠に関してはルールに従うのが難しい。
4	個人的な意見として、規制すべきものは沿道に乱立する野立て看板だと思います。建物に描かれるものはストアアイデンティティを含みますが、野立て看板は異なります。
5	大きな看板であっても、店舗の大きさに比例して制限内であれば「可」となるのもどうかと思います。
6	既存のものについては経過措置があり、新規のものとは公平さが確保できてない。
7	新たな規制を設置済みの看板にも適用するのは一方的過ぎる。
8	景観の重要性は十分に理解できますが、企業の経費としても大きな負担がかかります。改修するにあたっては、一部補助金制度を設けることや既存不適格として次回改装時に合わせて改修するなど、特に期限を設けない方法を望みます。
9	袖看板、街灯等の支柱・ポールは景観に配慮してすべて「こげ茶色」に指定する手法もあります。ただし、色指定をする場合は、単に屋外広告物だけでなく、電柱や信号機・街灯などの公共物支柱・ポール色を「こげ茶色」に行政が率先して行う必要があります。
10	世界遺産に登録された富士山の美観を維持していくためにも行政・民間双方の規制・自助努力が必要と思われます。
11	世界遺産を抱える街として、世界に誇れる景観を作れるようなルールにしていだければと思います。
12	今回の素案には、基本的に賛成です。
13	世界の観光地を目指して、サイズ、色、高さを規制してください。
14	美しい観光地と調和した屋外広告物を検討して、今までにないような内容で規制してもらいたい。
15	更新期間は3年または5年を希望します。
16	垂れ幕、のぼり旗が規制されると売上に影響が大きいと思います。自社の敷地内の屋外広告物については現行のままとしてほしい。
17	「良好な景観の形成及び風致の維持」のために、屋外広告物の表示のルール化を図るだけでなく、本来の「まちづくり」のための街を造るためには、建築物の色、大きさなどの制限も並行して行われるべきです。目にあまる一部の屋外広告物があるために、すべての屋外広告物が「諸悪の根源」と判断されるなら残念です。



18	規制を強化していくことについては賛成です。
19	現在使用している看板の色は弊社創業時のコーポレートカラーになります。お客様より認識いただいている全国共通のブランドイメージになりますので、変更は出来かねます。
20	素案の内容で議決された場合、民間企業は死活問題になります。内容の取り下げ、見直しをお願いします。
21	全国的に認知されているコーポレートカラーなので基本的には変更したくない。
22	建築当時の基準に合致しており違法な行為は行っていない。
23	建築時代に条例等があった場合は、景観に配慮し、白地に青としている事例もある。(大津、京都烏丸五条、八戸長横町など)
24	世界遺産登録もあったので国道 138 号の方だけでも色の変更はできないか今後検討を行う。
25	既存屋上広告は、新条例の規定によると 1 文字の大きさ(2.0m 以下<2.2m)で不適合となります。改修するには、数百万円の費用がかかるため、当社の希望としては、「既存広告物は 2.0m の近似値であれば許可」としていただきたいと考えています。
26	広告塔、広告板の支柱の色は統一してほしい。(例：茶色)
27	広告塔、広告板の照明は新規の場合 LED 化してほしい。
28	電柱を廃止、地中化してほしい。
29	変更後の基準値の根拠を提示していただきたい。
30	駅周辺地区は、人の流れも多く繁華街で、広告物を目にしていただける場所のため、サイズ・色等に関しては、現状以下になることは受け入れし難い内容ですので、再度検討をお願いします。

(市議会経済文教委員会)

1	Q 歩道の色等も景観計画の中で決めていますか？ A 歩道の色等については各地域で懇話会を組織し、決定しています。
2	Q 住民の意見を反映するアンケートは実施していますか。 A 平成 23、24 年度に実施しています。
3	Q 環境資源の保全については考えを入れていますか？ A 歴史的に重要な建物や樹木は所有者と協議した上で、景観重要建造物、景観重要樹木に指定し、保全します。
4	Q 沿道に植樹をすると見通しが悪くなってしましますが、対策はありますか？ A 国道 246 号、138 号を対象としていますが、歩道が 4.5m 以上あるため見通しが悪くなることはないと考えます。
5	Q 規制により民間施設の経済発展が阻害されることはありませんか？ A 屋外広告物への規制では、大きな看板を基準にあったものに変更してもらうためには、かなりの費用がかかります。全面改修ではなく、文字の大きさや色などを変えてもらうよう要請します。

(市議会全員協議会)

1	Q 屋外広告物の規制で一般規制地区では一般広告物が掲出不可と記載されています。まず一般広告物とはどういったものですか？またどのような考えで規制を決めていますか？ A 一般広告物とは案内看板や店舗等の敷地に建てる看板ではなく、いわゆる広告であります。景観への影響を考慮しますと、設置が必要不可欠と言い難く、その乱立を防ぐためにも、一定の区域に限定すべきものであると解釈しています。
---	--



○御殿場市景観計画策定懇話会要綱

(趣旨)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)第8条に基づく景観計画の策定(以下「計画策定」という。)について、専門的意見を聴取するため、御殿場市景観計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定める。

(懇話事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

- (1) 景観の課題に関すること。
- (2) 景観施策に関すること。
- (3) その他景観に関すること。

(参加対象者)

第3条 懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者(以下「構成員」という。)10人をもって構成する。

- (1) 知識と経験を有する者
- (2) 建築士事務所団体に属する者
- (3) 建設業団体に属する者
- (4) 観光業団体に属する者
- (5) 商工業団体に属する者
- (6) 屋外広告業団体に属する者
- (7) 市民活動団体に属する者
- (8) 農林業団体に属する者
- (9) 関係行政機関の職員

(構成員)

第4条 構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

2 構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に、座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。

(懇話会)

第6条 懇話会は、市長が招集する。

- 2 構成員(第3条第1号の者を除く。)が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 懇話会は、公開とする。



(謝金等)

第7条 構成員(第3条第9号の者を除く。)が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

2 前条第2項の規定に基づき、代理人が懇話会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。



○御殿場市景観計画策定懇話会構成員名簿

平成 24 年度

氏名	所属	選出区分
棚橋 一郎 (座長)	元早稲田大学大学院客員教授	知識経験者
杉山 博之	静岡県建築士事務所協会 御殿場支所長	建築士事務所団体
鈴木 啓文	御殿場市建設業協会会長	建設業団体
中村 春子	御殿場市観光協会理事	観光業団体
大割 克美	御殿場市商工会商業部会幹事	商工業団体
須澤 隆弘	静岡県屋外広告協会東部支部長	屋外広告団体
勝又 重春 (副座長)	御殿場駅東地区まちづくり懇話会会長	市民活動団体
勝間田 京子	御殿場市森林組合事務局主任	農林業団体
桑野 真一郎	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所調査第二課長	関係行政機関
小澤 伸行	静岡県沼津土木事務所 都市計画課長	関係行政機関



平成 25 年度

氏名	所属	選出区分
棚橋 一郎 (座長)	元早稲田大学大学院客員教授	知識経験者
杉山 博之	静岡県建築士事務所協会 御殿場支所長	建築士事務所団体
林 則夫	御殿場市建設業協会副会長	建設業団体
中村 春子	御殿場市観光協会理事	観光業団体
大割 克美	御殿場市商工会商業部会幹事	商工業団体
須澤 隆弘	静岡県屋外広告協会東部支部長	屋外広告団体
勝又 重春 (副座長)	御殿場駅東地区まちづくり懇話会会長	市民活動団体
勝間田 京子	御殿場市森林組合事務局主任	農林業団体
澤田 守	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所調査第二課長	関係行政機関
田村 英樹	静岡県沼津土木事務所 都市計画課長	関係行政機関



○御殿場市景観計画策定庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)第8条に基づく景観計画(以下「景観計画」という。)を策定するため、御殿場市景観計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、景観計画の策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、都市計画課長及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、都市計画課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

企画課長 環境課長 農林課長 商工観光課長 新東名課長 都市整備課長 建築住宅課長 土木課長 社会教育課長
--



○御殿場市景観計画策定庁内検討委員会委員名簿

平成 24 年度

氏 名	所 属
長田 忠一 (委員長)	都市計画課
杉 山 清	企画課
青 山 修二	環境課
内 田 治夫	農林課
勝間田 安彦	商工観光課
勝 俣 昇	新東名課
勝 俣 文美	都市整備課
井 澤 正和 (副委員長)	建築住宅課
長 田 清一	土木課
滝 口 芳幸	社会教育課
志 水 政満	事務局 (都市計画課)
川 合 良伸	事務局 (都市計画課)
芹 澤 慶将	事務局 (都市計画課)



平成 25 年度

氏 名	所 属
志水 政満 (委員長)	都市計画課
杉 山 清	企画課
青山 修二	環境課
勝又 裕志	農林課
村松 哲哉	商工観光課
勝 俣 昇	新東名課
小林 龍也	都市整備課
小宮山 誠 (副委員長)	建築住宅課
勝俣 文美	土木課
井上 仁士	社会教育課
橘高 健二	事務局 (都市計画課)
川合 良伸	事務局 (都市計画課)
芹澤 慶将	事務局 (都市計画課)

○屋外広告物改善イメージ

国道138号線



改善前



改善後



東山・二の岡



改善前



改善後

